

議案第 33 号

東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則について、次のとおり提案する。

令和 2 年 12 月 24 日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、各学校給食センターごとに設置していた運営委員会を 1 つに集約するなどの規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市立学校給食センター設置条例（昭和 52 年条例第 11 号）
第 5 条 この条例に定めるもののほか、給食センターの運営その他必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

東広島市立学校給食センター運営委員会規則（昭和52年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市学校給食センター運営委員会規則

第1条中「東広島市立学校給食センター運営委員会」を「東広島市学校給食センター運営委員会」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 食育の推進に関すること。
- (2) 安全衛生管理に関すること。

第4条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第2条とする。

第5条第1項中「次の役員」を「、委員長及び副委員長1人」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「とし、その任期は2年とする」を「により選任する」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

第5条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

第6条第1項中「の回数」を削り、「2回とする」を「1回、委員長が招集する」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において東広島市立学校給食センター運営委員会の委員長及び副委員長である者の任期は、改正前の第5条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 3 改正後の第2条の規定にかかわらず、東広島市学校給食センター運営委員会は、各給食センターにおける令和2年度の給食会計の決算に関する事項を処理する。この場合において、改正前の第5条第3項第3号及び第4号に掲げる職務は、東広島市学校給食センター運営委員会の委員のうち委員長が指名するものを行う。

新	旧
<p style="text-align: center;">○東広島市立学校給食センター運営委員会規則東広島市学校給食センター運営委員会規則</p> <p style="text-align: center;">昭和52年5月11日 教育委員会規則第3号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和60年12月23日教委規則第6号 平成13年3月24日教委規則第6号 平成16年12月20日教委規則第11号 平成17年4月22日教委規則第24号 平成19年3月16日教委規則第20号 平成20年3月14日教委規則第5号 平成27年3月20日教委規則第21号 平成29年6月29日教委規則第10号 令和 年 月 日教委規則第 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター設置条例（昭和52年東広島市条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定により東広島市立学校給食センター運営委員会東広島市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。 （一部改正〔平成13年教委規則6号・19年20号〕）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において委員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。 （追加〔平成19年教委規則20号〕、一部改正〔平成27年教委規則21号〕）</p> <p>（名称）</p> <p>第3条 委員会の名称は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 東広島学校給食センター運営委員会 (2) 西条学校給食センター運営委員会 (3) 東広島北部学校給食センター運営委員会 (4) 安芸津学校給食センター運営委員会</p>	<p style="text-align: center;">○東広島市立学校給食センター運営委員会規則</p> <p style="text-align: center;">昭和52年5月11日 教育委員会規則第3号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和60年12月23日教委規則第6号 平成13年3月24日教委規則第6号 平成16年12月20日教委規則第11号 平成17年4月22日教委規則第24号 平成19年3月16日教委規則第20号 平成20年3月14日教委規則第5号 平成27年3月20日教委規則第21号 平成29年6月29日教委規則第10号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東広島市立学校給食センター設置条例（昭和52年東広島市条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定により東広島市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。 （一部改正〔平成13年教委規則6号・19年20号〕）</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において委員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。 （追加〔平成19年教委規則20号〕、一部改正〔平成27年教委規則21号〕）</p> <p>(名称)</p> <p>第3条 委員会の名称は、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 東広島学校給食センター運営委員会 (2) 西条学校給食センター運営委員会 (3) 東広島北部学校給食センター運営委員会 (4) 安芸津学校給食センター運営委員会</p>

新	旧
<p>（全部改正〔平成13年教委規則6号〕、一部改正〔平成16年教委規則11号・17年24号・19年20号・20年5号・29年10号〕）</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 給食会計の予算及び決算に関すること。 (2) 給食費に関すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 食育の推進に関すること。 (2) 安全衛生管理に関すること。 (3) 給食物資の購入に関すること。 (4) 前各3号に掲げるもののほか、給食に関し必要な事項 （追加〔平成13年教委規則6号〕、一部改正〔平成19年教委規則20号・29年10号〕）</p> <p>(役員)</p> <p>第3条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 委員長 1人 (2) 副委員長 1人 (3) 書記 1人 (4) 監査 2人</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、選任する。</p> <p>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 第1項に掲げる役員の職務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄するとともに会議を招集する。 (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (3) 監査は、給食会計の事務を監査し、その結果を委員会に報告する。 (4) 監査は、諸帳簿等を監査し、年度始めに開かれる委員会において事業報告及び収支決算報告の際報告するものとする。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>(全部改正〔平成13年教委規則6号〕、一部改正〔平成16年教委規則11号・17年24号・19年20号・20年5号・29年10号〕)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 給食会計の予算及び決算に関すること。 (2) 給食費に関すること。 (3) 給食物資の購入に関すること。 (4) 安全衛生管理に関すること。 (5) 食育の推進に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、給食に関し必要な事項 （追加〔平成13年教委規則6号〕、一部改正〔平成19年教委規則20号・29年10号〕）</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 委員会に次の役員を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 委員長 1人 (2) 副委員長 1人 (3) 書記 1人 (4) 監査 2人</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選とし、その任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。</p> <p>3 第1項に掲げる役員の職務は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄するとともに会議を招集する。 (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (3) 監査は、給食会計の事務を監査し、その結果を委員会に報告する。 (4) 監査は、諸帳簿等を監査し、年度始めに開かれる委員会において事業報告及び収支決算報告の際報告するものとする。</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(一部改正〔平成13年教委規則6号・19年20号〕)</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の定例会の回数は、毎年度1回、委員長が招集する。</p> <p>2 委員会は、必要に応じ委員長の招集により随時開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(一部改正〔平成13年教委規則6号・19年20号〕)</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条 委員の報酬は、日額とし、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号)の定めるところによる。ただし、条例第4条第3項第1号及び第4号に規定する委員には報酬を支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(追加〔平成19年教委規則20号〕)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(全部改正〔平成13年教委規則6号〕、一部改正〔平成19年教委規則20号〕)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(昭和60年12月23日教委規則第6号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年3月24日教委規則第6号)</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成16年12月20日教委規則第11号)</p> <p>この規則は、平成17年2月7日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年4月22日教委規則第24号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年3月16日教委規則第20号)</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成20年3月14日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年3月20日教委規則第21号)</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">(一部改正〔平成13年教委規則6号・19年20号〕)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の定例会の回数は、毎年度2回とする。</p> <p>2 委員会は、必要に応じ委員長の招集により随時開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(一部改正〔平成13年教委規則6号・19年20号〕)</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 委員の報酬は、日額とし、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号)の定めるところによる。ただし、条例第4条第3項第1号及び第4号に規定する委員には報酬を支給しない。</p> <p style="text-align: center;">(追加〔平成19年教委規則20号〕)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(全部改正〔平成13年教委規則6号〕、一部改正〔平成19年教委規則20号〕)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(昭和60年12月23日教委規則第6号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年3月24日教委規則第6号)</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成16年12月20日教委規則第11号)</p> <p>この規則は、平成17年2月7日から施行する。</p> <p>附 則(平成17年4月22日教委規則第24号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年3月16日教委規則第20号)</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成20年3月14日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年3月20日教委規則第21号)</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

新	旧
<p>附 則(平成29年6月29日教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第1条中第4条の改正規定、第2条の規定及び第3条の改正規定(別表東広島市嘱託給食配送員の項を削る改正規定を除く。)は公布の日から、第3条中別表東広島市嘱託給食配送員の項を削る改正規定は同年9月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年 月 日教委規則第 号)</p> <p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日の前日において東広島市立学校給食センター運営委員会の委員長及び副委員長である者の任期は、改正前の第5条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。</p> <p>3 改正後の第2条の規定にかかわらず、東広島市立学校給食センター運営委員会は、各給食センターにおける令和2年度の給食会計の決算に関する事項を処理する。この場合において、改正前の第5条第3項第3号及び第4号に掲げる職務は、東広島市立学校給食センター運営委員会の委員のうち委員長が指名するものが行う。</p>	<p>附 則(平成29年6月29日教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第1条中第4条の改正規定、第2条の規定及び第3条の改正規定(別表東広島市嘱託給食配送員の項を削る改正規定を除く。)は公布の日から、第3条中別表東広島市嘱託給食配送員の項を削る改正規定は同年9月1日から施行する。</p>